

# 官報 号外

平成十三年十一月二十八日

## ○第百五十三回 参議院会議録第十四号

平成十三年十一月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十四号

平成十三年十一月二十八日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(平成十一年度決算の概要について)

第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

二、日程第二より第四まで

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の報告に関する件(平成十一年度決算の概要について)

財務大臣から発言を求められております。発言を許します。塩川財務大臣。

(国務大臣塩川正二郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正二郎君) 平成十一年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書、政府関係機関決算書、国の債権の現在額総報告並びに物品増減及び現在額総報告につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は九十四兆三千七百六十三億円余であり歳出の決算額は八十九兆三千七百七十四億円余でありまして、差し引き五兆三千三百八十九億円の剰余を生じました。

この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の平成十二年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成十一年度における財政法第六条の純剰余金は一兆四百一億円余となっております。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額八十九兆八百八十八億円余となっておりまして、五兆三千五百七十四億

円余の増加となりますが、この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額、すなわち四兆四千三百二十二億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、歳入の純増加額は九千二百五十一億円余となります。

一方、歳出につきましては、予算額八十九兆八百八十八億円余に對しまして、平成十年度からの繰越額四兆四千三百五十五億円余を加えた歳出予算現額九十三兆四千四百九十四億円余に對しまして、支出済み歳出額は八十九兆三千七百七十四億円余でありまして、その差額、すなわち四兆四千二百一十億円余のうち、平成十一年度に繰り越しました額は三兆八千九百九十九億円余となっております。不用となりました額は六千一百一十億円余となっております。

このうち、公共事業等予備費につきましては、平成十一年度一般会計における公共事業等予備費の予算額五千億円のうち、使用残額八千円を除き使用いたしました。

また、予備費につきましては、平成十一年度一般会計における予備費の予算額は二千億円でありますが、その使用額は百六億円余であります。

次に、平成十一年度の特別会計の決算であります。これらに對するの内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によって御了承賜りたいと存じます。

なお、歳入歳出決算に添付されております国の債務に関する計算書による債務額であります。平成十一年度末における債務額は五百五十六兆四千二百三十九億円余であり、このうち、公債であります。平成十一年度末における債務額は三百四十三兆二千二百八十五億円余であります。

次に、平成十一年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は五十六兆三千六百六十九億円余でありまして、この資金から一般会計等の歳入への組み入れ額は五十五兆五千六百億円余であります。

次に、平成十一年度の政府関係機関の決算内容につきましては、それぞれの決算書によって御了承賜りたいと存じます。

次に、国の債権の現在額であります。平成十一年度末における国の債権の総額は三百七十七兆五千九百七十億円余であります。

次に、物品の増減及び現在額であります。平成十一年度末における物品の総額は十三兆六千三百四十六億円余であります。

以上が、平成十一年度の一般会計歳入歳出決算等の概要であります。何とぞ御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの報告に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。川橋幸子君。

(川橋幸子君登壇、拍手)

○川橋幸子君 私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました平成十一年度決算について質問いたします。

その前に、現下の緊急かつ重大問題として、狂牛病及びアフガニスタン支援問題について伺います。

まず、狂牛病問題について伺います。去る二十一日、国内二頭目の狂牛病の牛が確認

されました。一月余り前に国が出したあの安全宣言の意味は一体何だったのでしょうか。

かねて専門家は、二頭目の発生は時間の問題であり、今後も発見される可能性が高いと指摘していたようですが、農水大臣は、このような事態の予測を国民に対してどのように説明してこられたのか、また今後についてどう把握されているのか、率直にお答えください。

消費者がかねてより行政に不信感を募らせているのは、行政が業界寄りの姿勢をとる余り、過剰に風評被害を心配し、食の安全に対する徹底的な対策を根本的に講じてこなかったこと、また、事実を隠し立てせずに公表するといった情報開示の姿勢が基本的に欠けていたことにあります。

現に、これまでの農水省の対応を見ると、欧州で狂牛病騒ぎが起きてから十年以上が経過しているにもかかわらず、農水省は日本は安全と繰り返すのみで、危機意識が極めて薄かったことが歴然として見えます。

九六年になってようやく農水省は、牛への肉骨粉の使用を自粛するよう行政指導を行いました。その指導は団体どまりで肝心の各農家までは周知されなかったこと、また、EUが禁止した肉骨粉を日本が去年まで輸入し続けていたこと、さらにことし六月、EUが指摘した日本の狂牛病危険度評価を農林事務次官が日本は安全だと拒否したと伝えられていること、加えて、一頭目の感染牛が発生したときに担当部長が焼却処分をしたと、その発表をしたことなどが明らかになっていきます。また、最近の報道によれば、九一年当時、狂牛病の危険を警告した研究者に対して、農水省幹部が今後は触れないでほしいとくぎを刺していた

こともBSE問題に関する調査検討委員会の席上判明しています。

武部農水大臣は、このようにたび重なる行政の重大な失態についてどのように責任をとるおつもりか。ドイツでは二人の閣僚が対策のおくれから引責辞任をしていたことを踏まえ、御自身の責任を含めて出処進退を明らかにしていただきたい。

急ぐべきは、感染源、感染ルートの解明であり、全頭検査の実施により消費者が口にすることは安全であり、だから食べると言われても、消費者心理は疑心暗鬼です。まして、今回の補正を含め、一千億円以上もの巨額な税金が役人の不作為のしりぬぐいに使われることについては、到底納得できるものではありません。

これは小泉内閣全体の責任です。総理のリーダーシップをどう発揮していられるのか、総理の姿勢をお聞きします。

次に、アフガニスタン復興支援と難民認定問題についてお聞きします。

アフガニスタンにおける戦禍はようやく先が見えつつあるようです。タリバン後の新たな暫定政権づくりに向けての動きがある中で、米軍が海兵隊を投入するなど、新たな局面が報じられています。まず、最新のアフガニスタン情勢をどう認識されているのか、外務大臣にお伺いします。

山岳地帯の農村部から平地の都市部に移動してきたということですが、空爆がなくても百万人にも上る多数の餓死者、凍死者が出る危険が国連機関から発表されておりました。

前国連難民高等弁務官の緒方貞子さんは、アフガニスタンは国際社会が見捨ててきた国と表現され、そうした中で今回の空爆であり、地上戦であつたわけです。パキスタンに逃れることができた人々はまだ恵まれており、戦火の続く国内にとどまっている難民はさらに苦しい状況に置かれていいることは言うまでもありません。

人間の安全保障を掲げる日本は、アフガニスタンの難民支援についてどのような構想を持って我が国外交を進めようとしているのでしょうか。今直ちに必要な緊急支援と今後の長期にわたる自立支援について、日本は何ができるのか、また何をすべきなのか、外務大臣としての構想を明らかにすべきだと考えます。

ポスト・タリバンのアフガニスタン復興については、報道されるような日米とEUの主導権争いといった各国の利益中心のパワーゲームではなく、国連のもとにおける国際協働行動を重視すべきであると私は考えます。国連中心主義をとってきた我が国としては、特に国際協力においては、日米同盟の枠組みにとらわれることなく、ましてアメリカの後方支援にとどまることなく、真にアジアの人々の立場に立って、アジア地域の安全、平和のために日本のプレゼンスを示すべきだと考えますが、総理の御決意を伺います。

また同時に、国際協力は、紛争地域に出かけなくても、国内においてより容易に日本の顔が見える支援を行うことが求められています。

先ごろ、アフガニスタン人九人による難民認定の申請が認められず、認定前に強制収容されていた四人のうちの一人が自殺未遂を図ったという痛ましい事件が起きました。日本という国が、口では国際協力を言いつつ、実は難民認定に対して極めて厳しい国だというのは、世界の信用を失墜させることになり得ます。難民認定について人道的配慮を強く求めるものでございます。総理の誠意ある答弁を求めます。

それでは、決算について伺いますが、まず、十一年度決算の内容と評価について伺います。

十一年度決算において税収が十一年ぶりに五十兆円の大台を割ったことが問題になりましたが、十一年度決算においても、引き続き税収は五十兆円を割りました。その反面、一兆円もの純剰余金が発生していますが、その背景には、公債発行総額が三十七兆五千億円余にも上り、公債依存度が四二・一％と過去最高となったという厳しい財政状況にあります。当時、故小淵総理が、私は世界一の借金王だと述べられたことは皆さん御記憶のことでしょう。

こうした十一年度決算の内容について、財務大臣はどのようにお考えでしょうか。また、来年度も引き続き税収が減少し、五十兆円を大きく割る見込みとなっていますが、このように深刻な財政事情を踏まえ、小泉内閣として責任を持つこととなる来年度予算の編成に向けてどのような姿勢で取り組もうとしているのか、明確な答弁を求めます。

と思つてゐる、そういう問題意識の上で予算編成に臨むと、実に明快に答弁されました。総理、改めてこの本会議で、十四年度予算に公共事業のための予備費は設けないと明言していただきたいと思ひます。

次に、小泉内閣が掲げる構造改革についてお聞きいたします。

総理は、改革なくして成長なしと強く断言しておられ、特に国債発行額三十兆以下、二、三年以内の不良債権の集中処理、特殊法人改革などの目標について強い決意を示しておられます。

しかしながら、国債発行額三十兆以下については、今回、二次補正を約束したことにより、既に事実上破綻したのではないのでしょうか。本来、N T T売却益は国債償還に充てられるべきものであり、これを二次補正の財源に充てるのは邪道です。隠れ借金をふやすことにはなりません。これを総理は国民にどのように説明されるのでしょうか、お伺ひいたします。

現在、失業率は五・三%にも達し、さらに今後上昇していくことが予測されております。こうした状況下で不良債権処理を急げば、失業率の上昇がさらに加速されることは目に見えています。

そもそも構造改革は競争力強化を目的とするものであり、現在のデフレが供給過剰、需要不足によって生じているときには、構造改革よりも景気対策を優先すべきだとの論があります。故小淵総理も前森総理も、二兎を追う者一兎も得ずとして、構造改革よりも景気を優先すべきだと訴えられました。こうした論者がむだな公共事業を擁護し、小泉総理の抵抗勢力となつています。民主党は、構造改革については総理よりいち早く主張し

てきたところであり、こうした抵抗勢力に加担するものではありません。

しかしながら、世界経済はテロ不況の追い打ちを受けて減速傾向にあります。株価が低迷する中で、小泉総理がどのように構造改革を達成しようとなされるのか、改めて総理の基本的な考え方とその決意をお伺ひいたします。

また、経済財政政策担当大臣には、構造改革と景気回復を両立できる魔法のような経済運営の手法について、具体的かつ明快な答弁を求めます。

次に、特殊法人改革について伺ひます。連日、新聞紙上をにぎわしている特殊法人改革であり、高速道路整備計画の見直しや道路四公団、石油公団等七法人の改革先行を指示するなど、相次いで改革措置を打ち出し、ようやく小泉改革が前進しつつあるかのような印象を国民に与えております。

しかしながら、今月二十二日の政府・与党合意の中身を見ますと、すべては妥協の産物、玉虫色の決着に終わつており、抵抗勢力の巻き返しによりましては骨抜きになるおそれが十分であります。

先日のクエスチョンタイムで、総理は、私をつぶせば自民党がつぶれると見事なたなかを切られました。それが現実でしょうか。改革は見せかけで、実は妥協の道を選ぶとなれば、総理は二重に国民を欺くことになり得ます。

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号 国務大臣の報告に関する件(平成十一年度決算の概要について)

やかな改革を貫けるとお考えか、その決意のほどをお伺ひいたします。

これに関連して、特殊法人が抱える巨額な債務についても伺ひます。

例えば、日本道路公団は約二十七兆円、本四公団は約四兆円と言われる債務を持っています。民営化の際にはこの処理をどうするのか、国鉄民営化の際のように国民の借金として処理すべきではないかと私には考えます。特殊法人見直しでは、このような不良債権の債務処理をどうするおつもりか、今現在、どのような構想をお持ちなのか、総理にお伺ひいたします。

最後に、報償費及び外務省におけるいわゆるプールの金問題についてお伺ひいたします。まず、ことし初めに発覚した報償費の流用事件ですが、国民は激しい憤りを持って注目いたしました。本院におきましても、流用問題や報償費の意義、執行のあり方などについて、警告決議をもって政府に厳正な対処を求めたところでもあります。

このような不祥事に関連して、会計検査院が内閣官房報償費及び外務省報償費について検査を行い、去る九月、内閣総理大臣及び外務大臣に対して是正及び改善処置を要求いたしました。この内容を見ますと、内閣官房報償費について、経費支払いの確認がなされていないことや内部の確認・監査体制が十分でないことを指摘して、これについて適切な処置を講ずるよう具体的に要求しております。また、外務省報償費についても、内部監査体制の確立、報償費の使途見直しなどの処置を要求しております。

今回の会計検査院の検査結果は、外務省報償費

の官邸への上納問題について確認できなかったなど不満点も残りますが、報償費の執行体制の是正について厳しく小泉内閣に求めております。こうした要求について、今後、どう処置していくのか。根本の責任はどこにあり、またどのようにして国民の信頼を取り戻すのか。総理、外務大臣、それぞれの答弁を求めます。

さらに外務省については、プール金問題という忌まわしい不正行為も露見しております。外務省が各種行事のために企業等に支払う際、実績に上乗せした額を請求し、プール金として保有していたことが外務省全体の約三分の二に当たる課室に達し、部局単位としてはすべての部局に及んでいたことが外務省調査でも判明しております。

この事実からして、外務省が組織ぐるみで不正な会計処理を行っていたことは明らかです。プール金問題は、報償費問題や一連の不祥事とも関連して、外務省の公金に対する麻痺、倫理観を欠いた体質そのものをあらわしており、卑劣な犯罪であると一言わざるを得ません。

今回のプール金問題に関する厳正な処置と再発防止策について、外務大臣の見解を伺ひ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)  
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 川橋議員にお答えいたします。  
狂牛病については、この問題については、私から農林水産大臣及び厚生労働大臣に対して、縦割り行政の弊に陥らず、両省一体となり適切に対応するよう指示しております。  
これを踏まえ、両省が連携して、国民に安全な牛肉を供給するため、BSEに感染していない牛

肉だけが屠畜場から出回る体制を確立し、補正予算においても必要な措置を講じたところであります。

また、現在、感染経路の究明を進めるとともに、両大臣の私的諮問機関としてBSE問題に関する調査検討委員会が設置され、これまでの行政対応上の問題を検証し、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について調査検討が行われていると聞いております。

いずれにしても、食品の安全性や品質に対する消費者の関心が高まる中で、食品の安全性確保は重要な課題であり、今後、政府全体として万全の措置を講じてまいります。

アフガニスタン問題に関する我が国の姿勢については、アフガニスタンの和平実現へ向け、国連が重要な役割を果たすことが期待されておりますが、我が国としては、今後とも、国連や関係国等と緊密に連携協力しつつ、主体的に取り組んでいく考えであります。

難民認定についてのお尋ねですが、従来から、難民の認定申請については、個別に審査の上、難民として認定すべき者は認定していると承知しております。政府としては、今後とも、御指摘のように、人道的観点も踏まえつつ、難民認定の適正な運用が図られるよう配慮してまいります。

公共事業等予備費については、御指摘のとおり、本年六月の決算委員会で、改めて公共事業のためにあえて予備費を設ける必要があるかどうか、問題があると思っていると私は答弁申し上げました。現在でも、その気持ちに変わりはありません。十四年度予算においても、そのような問題意識で編成に臨んでまいります。

二次補正の財源についてですが、今回の措置は、国債発行額三十兆円以下という方針のもとに、安易な国債発行によることなく補正も編成すべきだという考えのもとに、国債整理基金特別会計における政府の保有資金を最大限活用し、無利子貸し付け等を行うものであります。これに充てられた財源は、後日、貸し付けの償還等に伴い全額繰り戻されることから、隠れ借金をふやすものであるとの御指摘は当たらないと考えております。

構造改革に関する基本的な考え方と決意についてでございますが、これは不況であろうが好況であろうが、私は、改革を進めていかないと日本の経済というものは強くない、自律的な経済成長が不可能になってしまう、そういう危機感から改革なくして成長なしということを取り組んでいるわけでありまして、景気が悪いから先に景気を優先すべきだといって改革なしに景気回復したら、改革する必要はなくなるから、そんなことは今の状況であり得ないと私は思っております。

今後、改革先行プログラムに沿って構造改革をさらに加速しつつ、デフレスパイラルに陥ることのないような配慮も同時にしていかなきゃならないということ、補正予算も組み、そして今後第二次補正予算についての編成取り組みを指示したところでございます。いずれにしても、改革なくして成長なしという方針には変わりございません。

特殊法人改革に向けた決意でございますが、今回の私の道路公団初め関係法人についての取り組みについて、玉虫色だという御指摘であります。これは誤解で甚だ

しい。私は、道路公団等のいわゆる先行七法人について、昨日公表した先行七法人の改革の方向についてははっきり述べております。組織については、現行の公団を廃止、新たな組織は民営化を前提とする。事業については、国費を投入しない。償還期間は五十年を上限として、短縮を目指す。明確な方針を示しております。

今後、年末に向けまして特殊法人等整理合理化計画を策定することになりますが、残りの法人についても徹底した見直しを行ってまいります。

特殊法人の債務処理についてでございますが、いわゆる先行七法人については昨日発表いたしました。特に本州四国連絡橋公団については、債務は国の道路予算か、関係地方公共団体の負担に於いてか、あるいは道路料金の活用も検討するか、いろいろな問題が出てくると思っております。こういう問題については今後第三者機関において検討していただきますし、厳正に資産評価を行い、整理すべきものは整理し、売却すべきものは売却するなど、適正な処理を行う。これは石油公団についても変わりありません。はっきりとした方針を明示して、今後特殊法人改革に向けて一段の努力を傾注してまいりたいと思っております。

報償費についてのお尋ねですが、今回の会計検査院報告で指摘された宿泊費差額の問題については、内閣官房と外務省の役割分担を見直すなど、再発防止のための措置を既に講じたところであります。今後さらに、執行体制の整備など、適切な対応を検討していく考えであります。

内閣報償費及び外務省報償費の執行に当たっては、一層厳正かつ効率的な執行の徹底を図り、国民の信頼の回復に努めてまいります。

なお、十四年度予算の概算要求においては、報償費について減額要求を行ったところであり、また、先日成立した補正予算においても今年度分について減額したところでもあります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)  
○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対するお尋ねは、税収が五十兆円を割り、反面、一兆円の純剰余金を発生している背景、そして、公債発行額が三十七兆五千億円余に上っており、こういう十一年度決算において、公債依存度が四二・一％になったという厳しい財政状況であるのをどう考えておるかというお尋ねだったと思っております。

仰せのとおり、この十一年度に関しまして四二・一％という高い公債依存度になったことは事実でございますが、しかし、この年、十一年度におきましては、厳しい景況状況に対応するために六兆円の恒久減税をしたということが一つございまして、それからさらに、景気振興のために社会資本の整備を中心とした大規模な経済対策、すなわち公共事業中心でございますけれども、これに約七兆円の資金を充てた、こういうものが重なりまして高額な公債発行になったということでございます。この点は御理解いただきたいと思っております。

については、こうした大量の公債発行に依存した財政運営というものは、持続性がございませんし、また甚だしく国力の消耗にもつながるといふこともございますので、したがって、平成十三年度以降におきましては国債発行額を三十兆円以下に抑えようという方針のもとに取り組んでまいりました。

ところをごさいます。来年度におきましてもこの精神を貫いて予算編成に当たりたいと思っております。

極力、国債の発行を抑制し、安定した財源に基づく財政運営をしていきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣武部勤君登壇、拍手)

○国務大臣(武部勤君) 川橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、二頭目のBSE感染牛の発生という事態の予測に関する説明及び今後の見通しについて申し上げます。

十月十八日に、私と厚生労働大臣が共同記者会見を開き、今後は屠畜場における全頭検査によりBSEに感染していない安全な牛からのもののみが出回るシステムが整備されたことについて、国民の皆様にご説明したところであります。

その際に、九月に確認された一頭以外にBSEに感染している牛がいなしと断定することはできませんが、仮に新たにBSEが疑われる牛が発生しても、この検査体制により確実に発見され、屠畜場外に出回ることがないことについてもあわせて御説明したところであります。

今般、新たにBSE感染牛が確認されたことは大変残念ではありますが、これが食用として出回ることなく発見されたことは、このようなBSE全頭検査体制が有効に機能してきたことを示すものと考えております。

今後のBSEの発生を否定することはできません。しかし、その見込みにつきましては、確かなことを申し上げることはできませんが、屠畜場における全頭検査や農場段階でのサーベイランスの

強化等、新たなBSE検査の的確な実施を通じ、国内におけるBSE感染の状況が明らかになるものと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、新たな感染牛が発生し得ることを想定して、常に緊張感を持って検査に臨み、食肉等の安全性の確保に万全を期してまいります。

次に、行政の失態についての農林水産大臣の責任について申し上げます。

BSEの侵入防止を図るため、これまで、肉骨粉の輸入停止措置、飼料の適正利用の推進、家畜伝染病予防法の改正によるBSEの家畜伝染病への指定とサーベイランスの実施等、各種の措置により、リスクを最小限に抑え、BSEの発生防止を図ってきたところでありますが、今般、我が国においてBSEが発生したことは大変残念なことに受けとめております。

また、今回の事態の発生に際し、省内及び省外との連絡体制が十分に機能しなかったこと等から、初期段階で対応に混乱が見られたこと等、国民の皆様への行政に対する不信を招いたことはまことに遺憾であります。

このため、省内の連絡体制を含め、関係省庁、都道府県等とも密接な連絡を図りながら、報告、連絡、相談、点検、確認を徹底し、国民の立場に立って迅速かつ的確な対応に努めることが肝要であります。

今回のようなことが二度と起きないように、当省の幹部を初め職員に対して私から厳重に注意したところであります。今回の教訓を今後の行政に生かしていくことが重要であると考えております。なお、BSE発生以来、感染経路の究明、生産

者、流通業者、中小企業者など、影響を受けた方々に対する関連対策の取りまとめ等、農林水産大臣としての職責を間断なく果たしてきているところでありました。

今後とも、これらの職責をしっかりと果たし、国民の皆様にご安心していただくために全力を尽くすことが私にとつての最大の責任であると考えております。(拍手)

(国務大臣田中真紀子君登壇、拍手)

○国務大臣(田中真紀子君) 川橋議員にお答え申し上げます。

アフガニスタンの情勢は依然として極めて流動的であり、北部同盟側が北部におけるタリバーン側最後の要衝クンドゥーズ市をほぼ制圧した模様である。その一方、タリバーンの本拠地でありますカンダハール及び同市周辺では依然として戦闘が継続していると承知いたしております。今後はカンダハールをめぐる攻防が焦点となるものと思われまます。

また、アフガン和平をめぐることは、昨二十七日からドイツでフラヒミ特別代表やアフガン人の諸勢力によるアフガン各派代表者会議が開催されているところでありまして、その進展を注意深く注視いたしていくところでございます。

今回のパキスタン訪問の見解についてのお尋ねがございました。

私は、二十二日から二十七日までパキスタンを訪問させていただき、第一にムシャラフ大統領やサッタル外相等のパキスタン政府要人と会談し、UNHCRやユニセフの国際機関関係者との懇談、さらには我が国のNGOの関係者との意見交換、さらに難民キャンプの訪問という四つ

り方をとりまして、濃密な情報収集と意見交換を行うことができました。

ムシャラフ大統領、サッタル外務大臣、アジズ大蔵大臣、ハイダー内相等政府関係者との懇談におきましては、今後二三年程度にわたる三億ドルの無償資金協力等、我が国の追加的な経済支援を直接お伝えし、国際社会と結束してテロと闘うパキスタン政府に対する我が国の支援・協力姿勢を改めて表明いたしました。

従来よりパキスタン側から要請のあった債務返済につきましては、債務削減は困難であります。が、具体的な対応は今後検討していきたいという旨、説明をいたしました。また、パキスタンの民主化、軍縮・不拡散上の努力の継続を先方に強く要請し、あわせて、カシミール問題につきましても自制的対応を希望する旨、お伝えをいたしました。自衛隊艦船による被災民支援助物資のカラチ港までの輸送につきましても御説明いたしました。

これに対しまして、ムシャラフ大統領より、緊急の経済支援及び追加的経済支援に対する深い感謝の意が表明され、また、CTBTを含む軍縮・不拡散問題及び民主化についての努力、及びカシミール問題への対応につき説明がありました。

アフガン問題につきましましては、国連の努力を強く支持していくということで意見の一致を見ました。また、パキスタン側より、来年一月我が国で開催予定のアフガンニスタン復興支援閣僚級会議への参加の御希望がありましたのに対し、我が国としても基本的にパキスタンに参加していただきたい旨、お伝えいたしました。

また、グランディUNHCR地域調整官との間で今後のアフガン難民問題への対応につき意見交

國務大臣の報告に関する件(平成十一年度決算の概要について) 議事日程追加の件(経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進) 雇用の機会創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(急ぎ説明)

換を行ったほか、今後の難民支援等についての検討材料に資するため、シヤムシャトゥー難民キャンプを訪問し、アフガン難民の現状を視察いたしました。

以上のように、今回のパキスタン訪問は、今後、現場の声を踏まえた対パキスタン外交及びアフガニスタン和平・復興への取り組みを進めていく上で大きな意義があったと考えております。我が国によるアフガン難民支援についてのお尋ねがございました。

アフガニスタン難民支援については、日本は、直ちに必要な緊急支援として、国際機関等を通じて関係国政府等とも連携をしつつ難民支援を行ってきておりまして、とりわけ難民の中でも多数を占めます女性及び子供への支援を重視する観点から、ユニセフを通じて支援も行ってきたと聞いております。

長期にわたる自立支援としては、今後、帰還が進むと見込まれております難民が復興の過程に関与していくことが重要と考えます。難民の中で多数を占める女性及び子供に対する支援についても、引き続き重視していくと考えております。

次に、報償費に関する会計検査院の検査結果に関するお尋ねでございますが、一般の会計検査院報告に指摘されましたような手続面等で適切を欠いた点が多々ありましたことは極めて遺憾でございます。会計検査院による内閣官房及び外務省に対する指摘を真摯に受けとめ、今後、報償費の執行を改善し、一層効率的、効果的なものとするよう最善の努力をいたします。

プール金問題に関するお尋ねでございます。本件については、現在、最終的な調査を行って

おりまして、今月中にその結果を御報告申し上げます。このような不適正な行為が行われていたことは極めて遺憾でございます。外務省を代表して国民の皆様におわびを申し上げる次第でございます。

この問題に対する関係者の責任を明確にし、調査終了次第、プール金に關与した職員については、幹部も含めて厳正に処分いたします。また、費消したプール金の全額を職員が協力して国庫に返還する方向で努力中でございます。

外務省といたしましては、省員の公金の使用、管理に対する認識の甘さ、そしてプール金の発生を防止するためのチェック機能が著しく不十分であったということを反省しておりまして、職員の研修と調達の一元化、監察機能の整備、さらには予算執行上の手続の運用など、そうした実態の調査及び所要の改善を進めることを通じまして、納税者たる国民の皆様のご期待にこたえ得る役所として再生するために最善の努力を行っていくことをお約束申し上げます。

以上です。(拍手)  
(國務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)  
○國務大臣(竹中平蔵君) 私に対しましては、構造改革と景気回復を両立させる経済運営の手法に

ついてのお尋ねがございました。ただいま総理から既に御答弁がありましたので重複は避けさせていただきますけれども、日本の今の景気は大変厳しい状況にあり、その先行きについても注視が必要であるということは十分に認識しております。しかし、一方で、日本の経済

の潜在的な成長力は、これはそれなりにあるんであって、この潜在力を生かすためにも、改革なく

して成長なしとの決意のもとで、構造改革を強力かつ迅速に進めることが重要であるというふうにご考えています。

構造の改革といえますのは、供給側の強化でありますけれども、同時に、経済の活性化を通じてデフレの阻止に寄与する、つまり需要側の効果をももたらすものでありまして、このような意味で構造改革と景気回復は対立するものではないんだというふうにご考えるわけでございます。

これらの点を踏まえまして、今回新たに緊急対応プログラムを策定することといたしております。これによって、構造改革をさらに加速させながら、デフレスパイラルに陥ることを回避してまいりたい、つまり需要側にも配慮していききたいというふうにご考えるわけでございます。

いずれにしても、川橋議員、魔法のような経済運営の手法にというお話がありました。残念ながら魔法はやはりないのだと思います。その意味では、構造改革を断固とした決意を進めること、その過程においては、しかしデフレスパイラルに陥る危機を、リスクを回避するための十分な配慮をしていくこと、こういった観点から責任ある経済運営をさせていただきたいというふうにご考えております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)  
○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) この際、日程に追加して、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会創出等を

図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。坂口厚生労働大臣。

(國務大臣坂口力君登壇、拍手)  
○國務大臣(坂口力君) 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

一層厳しさを増しています雇用情勢にかんがみまして、政府におきましては、本年九月に総合雇用対策を決定し、雇用の安定の確保に向けて総合的な施策を展開することとしております。このうち、実施の緊急性が特に高い施策につきましては、十月に策定いたしました改革先行プログラムに盛り込み、先行して実施することとしており、これに必要な法的措置、具体的には、中高年齢者すなわち四十五歳以上の方々の再就職の促進、雇用の機会創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置を実施するため、本法律案を作成し、ここに提出をした次第でございます。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、雇用保険法の特例であります。中高年齢者のうち六十歳未満の者につきましては、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等の受講後、必要に応じて、基本手当を受けつつ再度公共職業訓練等を受けることができるようにすること等といたしております。

なお、船員保険法につきましても、同様の措置を講じることとしております。

第二に、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例であります。

中小企業者が中小企業経営革新支援法による承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新を行い、これに伴いまして中高年齢者を雇い入れた場合に、雇用保険法の雇用安定事業等として必要な助成を行うこと等としております。

第三に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例であります。

派遣先が、専門的な知識、技能または経験を必要とする業務等以外の業務に中高年齢者である派遣労働者を受け入れる場合に、派遣期間の上限を三年間とすることとしております。

なお、この法律は、平成十四年一月一日から施行することとし、平成十七年三月三十一日限り効力を失うこととしております。

以上、概要を御説明申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山本孝史君。

(山本孝史君登壇、拍手)

○山本孝史君 たいいま議題となりました雇用対策臨時特例法案並びに関連する諸問題について、民主党・新緑風会を代表して、総理並びに関係大臣に質問します。

本年九月の完全失業率は最悪の五・三％を記録しました。近畿地方では六・六％であり、仕事を

探しても見つからないからとあきらめているディスプレイドワーカーを加えると、十人に一人は仕事がないという極めて厳しい状況に置かれています。

高失業率の原因は構造的なものです。失業期間も長引く傾向が鮮明になっていきます。しかしながら、本法案は、三年間に限って三項目について臨時の特例措置を行うという内容であり、抜本的な雇用対策とはなっておりません。このような法律を提出すること自体が政府の無策ぶりを際立たせ、かえって雇用不安を高めるのではないのでしょうか。あるいは、総理は、雇用対策に決め手はなく、失業率の高まりは仕方がない、リストラされた人は運が悪かった、あきらめなさいとでもおっしゃるのでしょうか。

今後、失業率はどこまで高まると予測して対策を検討しているのか、総理にはその数字を含めて政府の雇用対策の基本方針をお示しください。経済財政諮問会議の基本方針によれば、サービス分野で今後五年間に五百三十万人の雇用機会を創出し、子育て分野で三十五万人、高齢者ケアで五十五万人、医療サービスで五十五万人の百四十五万人の増員を見込んでいます。

ところで、保育や高齢者ケア、医療といった分野は費用の多くを税や社会保険料に依存しています。そのような中で、国や地方自治体の支出をふやさずに雇用をふやそうとすれば、受益者負担をふやす以外に手段はないではありませんか。それでは多くの者にとって負担増となり、サービス水準の切り下げになります。それが小泉流社会保障、福祉改革でしょうか。明確な御答弁を求めます。

あわせて、厚生労働大臣にお尋ねします。保健・医療・福祉分野の総従事者は九六年に三百二十万人であり、八六年からの十年間に約百五十万人増加したことを考えると、五年間に百四十五万人もの増員を福祉施設の公設民営、民間企業の参入などの規制緩和だけで生み出せるとは到底思えません。どのような手法を用いるのか、お示しください。

我が国の医療機関や福祉施設における患者や入所者に対する職員数の不足が指摘をされてきました。この際、職員の配置基準を見直して職員数を増員し、サービスの向上と雇用創出に取り組む考えはないのでしょうか。厚生労働大臣にお尋ねします。

総理にお尋ねしますが、日本では公共サービスに従事する者の割合が少ないのではないのでしょうか。非効率な公的サービス部門の再構築は必要ですが、犯罪の急増に対応する警察官の増員、テロ対策のための出入国管理官の増員、公教育における教員一人当たりの生徒数を減らすなど、公務員の増員が必要と考えますが、総理のお考えをお示しください。

今回の特例措置では、中高年の派遣期間の制限が三年間に延長されます。坂口大臣は、中高年の皆さんに対する安定を図るためにとった措置と答弁されていますが、リストラが進み、買い手市場にある中でこの期間延長は、正規雇用の代替機能として作用したり、一年間働き続けた派遣労働者が正社員になる道を防ぐことになるのではないのでしょうか。それとも、大臣は、正社員にならなかつたって、派遣労働者だって三年間働けばいいじゃないかともお考えなんではないのでしょうか。

そもそも、九九年十二月の労働者派遣法の改正の折、派遣期間の見直しについては三年後に法改正の影響など実態調査を踏まえて再検討すると言われてきました。実態調査はなされましたでしょうか。以上、明快な御答弁を厚生労働大臣に求めます。

派遣労働者やパートタイマーと正規労働者の待遇格差の是正が求められます。今後は、年功賃金制度の見直しとともに、時間で幾らという時間給の概念も導入しながら、同一価値労働同一賃金原則の確立が求められると言われています。厚生労働大臣はどのようにお考えですか。

派遣労働者やパート労働者にも社会保険の適用を拡大すべきだと考えます。また、国家公務員や地方公務員、私立学校教員等も雇用保険に加入すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を求めます。

塩川財務大臣もお考えとお聞きしますけれども、労使の合意により超過勤務時間の削減などによって労働者一人の働く時間を減らし、雇用機会を分かち合うワークシェアリングを取り入れるべきだと考えます。政労使の協議を推進することも政府としては、新たに労働者を雇い入れた事業主に対しては社会保障負担の軽減や賃金の一部助成などを検討してはいかがでしょうか。厚生労働大臣に御答弁をお願いします。

募集や採用のときに人種、信条、社会的身分を理由とする差別的禁止を明文化すべきと考えますが、厚生労働大臣の見解を伺います。

坂口大臣は、解雇ルールを法制化したいとも明言されています。今後、どのような手順によって、いつごろまでにお決めることになるお考えですか。

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案(趣旨説明)

解雇権乱用法理や整理解雇四要件の法制化をお考えでしょうか。また、ルールの決定に当たっては、安易な首切りにつながらないよう歯どめをかけるとともに、従業員を解雇する場合には、職業紹介をしたり、一定期間有給で求職活動することを保障するなど、労働者の雇用を守る観点から法律を組み立てることをお約束ください。

若年失業者の技能の開発は、将来の良質の労働力を確保する観点からも重要な政策です。そのために、学校段階での技能訓練や能力開発、就職あっせんが重要とされますが、高校や大学の新規求職者の動向を見ても問題が少なくありません。若年失業や非自発的フリーターの発生を防ぐためにも、高校や大学でどのような対応策を実施あるいは検討されているのか、文部大臣にお尋ねします。

委託職業訓練については、講座の定員増、長期間の訓練、必要性の薄い者の排除など、真に受講を必要とする者が必要に応じて受講できるように制度運用の改善を図るべきです。さらに、東京都などが求めているように、地方自治体みずから職業紹介事業を実施できるようにすることも有効と考えます。必要な法律改正の考えはありますか。以上、厚生労働大臣の見解を求めます。

さて、今日の失業率の高まりの背景には、製造業の中国を初めとする海外への生産拠点の移転があります。安い労働力を背景に、今後とも大空洞化への勢いはとまらないと思われませんが、総理は何か具体的な対応策をお持ちでしょうか。

また、中国はアジア諸国を巻きこんでの自由貿易圏の形成に力を入れておりますけれども、日本は乗りおくと強く感じております。アジア

の経済圏形成に関して、今後どのように対処されるお考えでしょうか。

あわせて、中国のWTO加盟はこれからの日本経済、とりわけ雇用の姿にどのような影響をもたらすのでしょうか。日本はどのような対応が求められるのでしょうか。総理にお尋ねをします。

(議長退席、副議長着席)

関連して、財務大臣にお伺いをします。

日本の産業界には、中国が早期に変動相場制に移行することや人民元の切り上げを望む声が聞かれますが、塩川大臣はどのようにお考えでしょうか。

新たな雇用の受け皿として特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人の活動が期待をされております。しかしながら、NPO・NGOに関する税・法人制度改革連絡会の調査によれば、優遇税制への申請はまだまだ二件しかありません。認定NPO法人の認定要件の再検討や収益事業所得に対するみなし寄附金制度の導入が求められております。財務大臣に御答弁をお願いいたします。

失業者が急増する中で起きている悲しい三つの事象について、政府の対応を求めたいと思っております。

一つ目は、親の失業に伴って学業の継続が困難になる生徒学生の問題です。

就学援助の申請は急増し、景気低迷の影響から、民間企業・団体の奨学金もその額が激減をしております。対象者全員への就学援助の支給や、希望者全員が無利子の公的奨学金制度を利用できるようにすべきと考えますが、文部大臣のお考えをお伺いをします。

また、特殊法人改革のあおりを受けて、来年四

月に高校、大学に進学を予定している者に対する貸し付け内定通知が、例年であれば九月に発送されるのに、今年度はいまだ発送されておられません。子供たちにとっては大変につらい状況に置かれていると思えます。文部大臣には、謝罪をされたいとともに、その対応策をお示しをいただきたいと思えます。

二つ目は、自殺者急増の問題です。

男性の失業率と自殺者数のグラフを重ね合わせますと、ぴったりと一致をいたします。昨年も三年連続で三万人を超えました。自殺未遂者は三十万人を超え、精神的な打撃を受けた家族や関係者の数は一年間に百五十万人を超えるという研究もございします。

首相の肝いりでせつかく本年度予算に措置された三億五千万円の自殺対策予算は、総合的な対策を検討する有識者会議も開かれるめどが立たないなど、有効に生かされておられません。

アメリカやカナダでは、政府が主体となって自殺者減少に取り組み、有意義な提言や政策を取りまとめています。日本においても政府全体で取り組むことが求められています。総理の主導により関係関係会議を開催し、自殺者減少のための基本方針を協議決定するなど、省庁横断的に取り組んでください。

また、国民全体で危機感を共有し、抜本的な対策の樹立を急ぐためにも、交通事故死者数の発表は毎年お正月にありますけれども、それに倣って新年早々に自殺者の数を発表してください。

以上、総理の御答弁を求めます。

最後に、ホームレスに対する施策の充実を求めます。

現在、ホームレスの自立支援に関する法律が成立に向けて各党間で協議されています。間もなく冬の厳しい季節を迎えます。私が大阪城公園でお話を聞いたホームレスの方の、何か仕事ないか、仕事があったらこんな惨めな生活せんでもええのにな、この言葉が耳に残っております。

早急にホームレスの自立支援法を成立させるべきだと思います。議場の皆さんの御理解と御協力をお願いいたしますとともに、政府としても成立に向けて後押しをしてください。

総理の温かい御答弁をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 山本議員にお答えいたします。

今後の失業率の予測と雇用対策に対する質問でございますが、雇用情勢については、九月の完全失業率が過去最高の五・三％となるなど、大変厳しい状況だと認識しております。このような状況の中で適切な雇用対策を講ずることが必要であると考えております。

このため、新市場、新産業の育成による雇用の受け皿整備、官民の連携強化、能力開発による雇用のミスマッチの解消、雇用のセーフティネットの整備を柱とする総合雇用対策を取りまとめ、補正予算において必要な措置を講じたところであります。ただいま雇用対策臨時特例法案の審議をお願いしているところであります。

また、昨日、連合と会談を行いまして、その際、雇用の維持、創出を図るため、ワークシェアリング、この問題について取り組むことを提案しまして、政労使の合意形成を図るための場を速や



かに設けるよう厚生労働大臣に指示したところであり、  
あります。

これらの施策を適切に推進し、国民の雇用不安の払拭に今後とも努めてまいりたいと思ひます。  
社会保障分野における雇用創出に関するお尋ね  
であります。福祉などの分野についてはサービ  
ス提供量を増加させることとしており、これに伴  
い、新たな雇用創出を図ることとしております。  
これらの財源については、社会保障制度を持続可  
能なものとするという観点に立って、利用者負  
担、保険料、公費の適切な組み合わせを考へるこ  
ととしておりまして、利用者負担のみをふやすこ  
とは考へておりません。

公務員の増員についてであります。国家公務員については、民間にできることは民間に任せ、地方にできることは地方にゆだねる、この原則に基づきまして、行政のスリム化、効率化を進めていく中で定員の削減を図る一方、施策の重要度、優先度、緊急度に応じて定員を重点的に配分することも重要でありまして、めり張りのある定員配置を実現していきたいと思ひます。また、地方公務員についても、国の方針を踏まえ、定員管理の適正化に取り組むよう要請しているところであります。

製造業の空洞化についてであります。製造業は我が国の基幹的な産業ですが、近年、内外のコスト価格差を踏まえ、中国を始め海外への進出、移転が続いており、国内の雇用の減少などへの影響が懸念されております。

産業の空洞化や雇用の減少を防ぐためには、規制改革等を通じて魅力的な国内事業環境を整備するとともに、高付加価値化等により製造業の国際

競争力の強化を図ることが必要不可欠でありまして、積極的な取り組みを進めてまいりたいと思ひます。

アジアの経済圏形成への対応及び中国のWTO加盟の日本経済に対する影響及び我が国の対応に関するお尋ねですが、我が国は、WTOによる多角的貿易体制を補完し、さらに自由化や経済活性化を進めるための一つの方策として二国間協定を交渉することとし、シンガポールとの間でアジアで最初の経済連携協定の交渉を成功裏に終了いたしました。これを一つのモデルとしつつ、今後ともアジア諸国の幅広い経済連携強化に取り組む考えであります。

中国のWTO加盟は、国内の雇用への影響について注視する必要があります。我が国産業の競争力強化の必要があるものの、輸出入及び直接投資の拡大などを通じ、日中両国に大きな利益をもたらし得るものと考えております。

自殺の問題についてであります。我が国の自殺者は平成十年より連続で三万人を超えており、緊急に対応を要する重要な問題であると認識しております。

政府としては、今年度より、相談体制の充実強化を図るとともに、職場における自殺防止対策マニュアルを作成するなど、地域、職域が連携した自殺防止対策を実施することとしております。また、より効果的な対策を実施するため、近日中に厚生労働省において検討会を開催することとしております。

自殺者数の発表についてであります。交通事故と違いまして、自殺というケースがそうそう把握できるかについては難しい側面があります。い

ろいろな事情がありますし、プライバシーの問題もあり。今後、担当省庁において研究させていただきます。と考へております。

ホームレスの自立支援に関する立法についてのお尋ねですが、ホームレス問題については与野党がそれぞれの立場で検討を行っておられると承知しております。政府としても、これらの検討状況を注視しつつ、平成十一年五月に取りまとめたホームレス問題に対する当面の対応策に基づき、自立支援事業の実施などホームレスの自立に向けて着実に取り組んでまいりたいと思ひます。  
残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)  
○国務大臣(坂口力君) 山本議員にお答えを申し上げたいと存じます。ちょうど十問ちょうだいをいたしました。

一番最初は、保健、医療、福祉の雇用創出についてのお尋ねでございます。

厚生労働省といたしましては、介護や育児などの福祉にしまして、今後、毎年約十万人の雇用増を見込んでおられるところでございます。御指摘の百四十万人の雇用増につきましては、こうした取り組みのほか、医療分野の今後の動向でありますとか、公設民営、民間参入などの規制緩和によりますところの民間ビジネスの成長などを見込んで計算された一つの試算であると思っております。周辺産業も含めましての計算であるというふうな思っております。

今後とも、厚生労働省としましては、少子高齢社会に対応しました社会づくりに向けて、ゴールドプラン21や新エンゼルプランを推進することな

どによりまして、提供されるサービスの増加や新たな雇用創出の着実な実現に努めてまいりたいと考へております。

医療機関等の職員配置基準についてのお尋ねでございます。  
医療機関や福祉施設の人員配置基準につきましては、適切なサービスを提供できる最低基準として定めておまして、先般、看護婦の配置基準の引き上げ等を行うなど、これまでも必要な見直しを行ってきたところでございます。

厚生労働省としましては、医療、福祉の質の確保、向上を図る見地から、今後とも人員配置基準につきまして適切な見直しを行ってまいりたいというふうな思っております。とりわけ、医療制度の改革とあわせまして、今後もそうした人員配置の問題につきまして真剣なひとつ取り組みをしていきたいと思っております。

今回の特例措置による常用雇用の代替についてのお尋ねでございます。派遣労働者についてのお尋ねでございます。

今回の労働者派遣の特例措置は、求人者の旺盛な営業等の業務で人材の確保に活用されることが見込まれておられますので、若年者に比しまして就業機会に恵まれていない中高年齢者に対しまして、雇用機会の拡大等の効果が期待できるものというふうな思っております。

なお、今般の特例措置により一年以上働き続けた中高年齢者であります派遣労働者の方につきましては、派遣法の派遣労働者の優先雇用の努力義務規定がございまして、この規定が適用され、直接雇用の実現等に十分な配慮をしていきたいと考へております。

また、今回のこの中高年齢者に係ります派遣期間の臨時特例措置とは別にいたしまして、議員も御指摘のとおり労働者派遣制度全体の見直しにつきましては、今後、平成十一年の改正労働者派遣法の施行状況についての総合実態調査の結果を踏まえ、労使関係者の御意見を十分に拝聴しながら結論を出したいと考えているところでございます。

非正規労働者と正規労働者の格差解消についてのお尋ねがございました。

労働者が多様な働き方を選択できるようにするためには、それぞれの働き方に応じた適正な労働条件、処遇が確保されることが重要な課題であるというふうに思っております。

パートタイム労働者と一般労働者との賃金を含みます処遇の均衡の問題につきましては、現在、パートタイム労働研究会を開きまして、その結論を急いでいるところでございます。

また、パートタイム労働者に対します社会保険の適用拡大につきましては、議員の御指摘がございましたが、私たちが同じような気持ちを持っておりまして、現在行われております女性と年金検討会におきます議論を踏まえまして、平成十六年までに結論を出したいというふうに思っているところでございます。平成十六年までに行うこととなっております。平成十六年までに行うことと現在検討を進めているところでございます。

また、派遣労働者につきましては適用の実態等を把握しました上で、健康保険につきましても、総合型で健康保険を導入できないかどうか、今、関係者の皆さん方と検討を進めさせていただいているところでございます。

公務員等の雇用保険の加入についてのお尋ねがございました。

雇用保険制度は、本来、景気動向によりまして失業し得る民間労働者を対象とした制度であるというふうに考えております。したがって、諸外国と同様に、国家公務員は適用の対象から除外をしているところでございます。国家公務員につきましては、いわゆる退職金が一定以下の場合、失業状況にあれば、雇用保険の失業給付と同様の手当が国家公務員退職手当法によって支給されることとなっております。地方公務員につきましても、同様な措置があれば雇用保険は適用されない扱いとなっております。しかし、私立学校の教員につきましては、従来に引き続きまして一層の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

ワークシェアリングについてのお尋ねがございました。先ほど総理からも御答弁がございましたとおり、昨日、総理からワークシェアリングにつきまして、政府としてもより積極的に取り組むよう御指示のあったところでございます。どのような形で実施していくかにつきましては、労使の皆さん方とよくお話をさせていただいて、そして政府として、その中で何が必要なのかということも早く結論を出したい、できれば来年の三月ごろまでにひとつ結論が出ればというふうに思っているところでございます。

募集、採用における人種等を理由とする差別禁止についてのお尋ねがございました。平成十三年五月二十五日に、法務省の人権擁護推進審議会によりまして「人権救済制度の在り方

について」の答申がなされまして、雇用の分野を含みます社会生活全般における人種、信条、社会的身分等を理由とする差別的取り扱いを対象とする人権救済制度の整備についての提言がなされたところでございます。この答申に基づきまして、現在、法務省におきまして新たな人権救済制度の整備を検討されているというふうにお聞きをいたしております。

そうした中で、厚生労働省といたしましても、いかなる役割を果たすべきかにつきまして検討をいたしましたために、労働分野における人権救済制度検討会議を開催をいたしているところでございまして、この年内に取りまとめをしたいと思っております。雇用ルール法制化についてのお尋ねがございました。

労働関係をめぐりますところの紛争を防止する等の観点から、解雇基準やルールにつきましても、あらかじめ明確にしていることは大切なことだというふうにおっしゃっている次第でございます。

解雇基準やルールの内容につきましては、今後、検討の手順も含めまして労使を初め関係者の皆さん方の御意見をお聞きしていきたいというふうにおっしゃっておりますが、労働者が安心をして働いていただける法律にしたいと考えているところでございます。

委託訓練の制度運用の改善についてのお尋ねがございました。委託訓練につきましては、職業経験、適性等を踏まえまして、真に受講が必要なる求職者に対しまして再就職に資する職業訓練を行うような努力をしているところでございます。

講座の定員につきましては、厳しい雇用失業状況等にかんがみまして、昨年度実績の十七万人に對しまして本年度は当初予算で三十万人分の訓練枠を設けているところでございますし、さらに補正予算におきまして約七万人分を追加したところでございます。

訓練の期間につきましても、これまで原則三カ月でありましたものを、今後、複数の訓練コースの組み合わせや大学等の活用によりまして、六カ月以上の高度かつ長期間の訓練コースを設定してまいりたいというふうに思っております。

さらに、受講対象者につきましても、きめ細かなカウンセリングを実施をしたり、あるいはまた、真にこの訓練受講が必要なる方に対して、適切な訓練コースを選定することに対する相談等にも応じているところでございます。

最後に、地方自治体の職業紹介事業の実施についてのお尋ねでございます。地方自治体が主体的に行う雇用開発やあるいは労働相談などは、雇用対策上、非常に重要であるというふうに思っております。国や地方の役割分担につきましては、地方分権推進計画、平成十年に実施されました計画におきまして、国は全国的な観点からいわゆるナショナルミニマムの維持、達成を図るために必要な職業紹介事業それから雇用保険事業等の施策を実施して、地方は地域の実情、ニーズに応じた施策を自主的かつ総合的に実施することが整理をされたところでございます。

しかし、最近、雇用情勢が非常に厳しくなっております。それぞれの地域で特徴がある、あるいはその地域に特有のやはり雇用対策というもの

が必要になってきていることも事実でございます。まして、地方の皆さん方のそうした雇用に対する取り組みというものに対しても非常に注目をしているところでございまして、そうしたこともこれから十分に勘案していかなければならないというふうにご考えているところでございます。

以上、簡単にございますが、御説明申し上げます。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇、拍手)  
○国務大臣(遠山敦子君) 山本議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、高校や大学における失業、フリーター対応策についてのお尋ねでございますが、御指摘のように、近年、若年者の早期離職やフリーターの問題、厳しい就職状況など、高校生、大学生の就職を取り巻く状況には非常に厳しいものがございます。

このため、まず、高等学校や大学においては、職場体験やインターシップなどを通じて、生徒や学生に対し望ましい職業観、勤労観や主体的な職業選択能力を育成しますとともに、専門高校を中心として職業生活に必要な基礎的な知識や技術を身につけておられます。

また、高校生、大学生の就職については、厳しい経済状況のもとではあります、各高等学校や大学において、進路指導の充実や就職先の開拓、拡大に懸命に努力しているところでございます。今後とも、これらの取り組みの充実に努めてまいります。

次に、親の失業に伴い学業継続が困難な生徒学生に対する就学援助や奨学金に対するお尋ねがございました。

文部科学省では、次代を担う生徒や学生が、経済的理由にもかかわらず、安心して学業を継続できるように、これまでも奨学金事業などの充実に努めてきております。

日本育英会の奨学金制度では、保護者の失職や倒産などにより家計が急変をし、学業の継続が困難となった生徒学生に対応いたしますため、年間を通じ、随時、無利子で貸与を行う緊急採用奨学金制度を平成十一年度から実施いたしております。本年も、現在のところ、今後の希望者への対応も十分可能となっておりますので、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。

また、経済的理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学用品を給与するなど就学援助を行う市町村に対しては、補助を行うことにより、子供たちの勉学に支障が生じないように配慮いたしております。

今後とも、厳しい財政事情のもとではあります、育英奨学事業などの充実に努力してまいります。

また、高校・大学進学予定者の内定時期のおくれについてありますが、日本育英会では概算査定の方角性を見る必要もあり猶予しているところとでありましたが、予約採用の時期のおくれについては高校生や保護者にとって大きな問題であり、早急に対処をしなければならぬと考え、去る十一月二十二日に、日本育英会に対し、早急に対応の対応に着手するよう私から指示をいたしました。

この結果、まず無利子奨学金については、日本育英会の本部から各都道府県にある支部に対し、十一月二十六日付文書で採用予定者の通知を出し

たところであり、これを受けて各支部から生徒に対し、本日中にも内定通知を发出することとしたしております。

また、有利子奨学金につきましては、無利子奨学金との併願者もありませんことから、これについての整理を行いました後に、十二月五日ごろには本部から各支部へ採用予定者の通知を出し、各支部から生徒に対して速やかに内定通知することとしたと承知いたしております。

今後とも、こうした問題の重要性にかんがみまして、高校生や保護者の不安を取り除くよう万全を期してまいります。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 中国元につきましてのお尋ねでございますが、現在、御承知のように、中国の人民元は米ドルに対してペッグの状態でございますが、したがって、我が国の円との交換はすべてドルにリンクされて計算されてきております。

つきましては、この中国経済のあり方並びに中国元のポジション等につきまして、近隣諸国等、我々とも共通の影響を受けておるものでございまして、機会がございました場合にこの人民元のあり方につきまして意見の交換は行ってきて、重大な関心を持っておることは事実でございます。

しかしながら、通貨の相場水準というものにつきましては、これはマーケットに任ずること、これが原則でございますので、我々といましてはこれに対する対策というものは別段とっておらないところではございますけれども、しかし、WT

○に中国が加盟されましたことに従いまして、順次この問題についても議論が起ってくるものと思っております。

次に、NPOの問題がございました。

これにつきましては、認定要件の再検討や収益事業所得に対するみなし寄附金制度の導入が必要ではないかというお尋ねでございます。NPOの活動を支援するため、平成十三年度の税制改正におきまして、一定の要件を満たすNPO法人に対する寄附金控除等の税制の優遇措置を新たに創設するという思い切った措置を講じたところであります。

この制度の優遇措置の対象となりますのは、事業活動について一定の情報公開を行っていることと、それから活動資金につき広く一般からの支援を、つまり寄附でございますが、受けておること等、そういう要件を満たすNPO法人としております。

なお、これらの要件は、対象となる法人が税制上の優遇措置を受ける寄附金を受け入れるのにふさわしい公益性を有するものであることを担保するために設定したものであり、適切なものであると考えております。

なお、また、みなし寄附金の問題でございますが、公益法人に対する課税のあり方に関連する問題でございます。今後、認定NPO法人の実態調査等を見きわめた上で、公益法人に対する課税のあり方とあわせて幅広く検討していくつもりでございます。御了解いただきたいと思います。(拍手)



応策を考えていただけますか。お伺いたします。  
第三に、職場における若年者の定着率の向上について伺います。

若年者の失業は自己都合退職によるものが多いと言われている。この要因については、厚生労働省はどう分析されているのでしょうか。昔は、若い人たちが就職すると、金の卵として一人前の仕事ができるようにしようとか会社を挙げて教育訓練をいたしました。新入社員に対する企業内教育訓練をしたり、インターンシップ制の導入拡大を確立し、定着率の向上を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第四に、新たに創設されました緊急地域雇用創出特別交付金について伺います。既に実施されていますが平成十一年からの交付金実施の検証結果はどうなっているのでしょうか。

今回も厚生労働省は、同交付金の実効性を確保するため、失業者の新規採用枠を四分の三以上とする、事業費に占める人件費割合を八〇%以上にする等、きめ細かに対応するとしており、地域の方々が大変期待しております。しかし、雇用期間が六カ月ということですが、単に一時的な雇用機会の創出に終わらせず、地元の労使の意見を聞いて長期の雇用や地域の活性化に結びつけることが大事であると思いますが、いかがでしょうか。

以上、政府の御見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)  
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 沢議員にお答えいたします。

構造改革に対する御質問でございますが、私は、民間にできることは民間にゆだね、地方にできることは地方にゆだねるという原則のもとに、今後とも構造改革を推進していきたいと思っております。昨日、特殊法人改革について、道路関係四公団、住宅金融公庫、都市基盤整備公団、石油公団の七法人の廃止、民営化の方針を取りまとめました。いずれも半年前までは、こんなことでできっこないと言われた廃止、民営化の法人であります。

最も困難と思われた七つの特殊法人について改革が進んだことは、小泉内閣の進める構造改革の大きな一歩であり、前進であると私は思っております。まだまだ課題、難問が山積しておりますが、今後とも引き続き、不良債権処理、規制改革、医療改革、郵政事業改革といった構造改革に断固たる決意で取り組み、改革なくして成長なしの方針のもと、民需主導の持続的な成長を図ってまいりたいと考えております。

構造改革と雇用対策の関係についてであります。改革を実現する過程で国民の雇用不安をいかに払拭するか、これは大変重要なことであると思っております。そうした意味におきましても、今回、雇用対策に重点を置きまして、いろいろ施策を展開しているところであります。

新市場、新産業の育成による雇用の受け皿整備、官民の連携強化、能力開発による雇用のミスマッチの解消、雇用のセーフティネットの整備、これらを柱とする総合雇用対策を取りまとめ、補正予算において必要な措置を講じたところであり、ただいま雇用対策臨時特例法案の御審議をお願いしているところでございます。

政府としては、規制改革の推進による雇用創出や労働市場の整備による円滑な労働移動の推進など、構造改革の推進とその痛みの緩和に向けて、今後それぞれの施策を適切に推進してまいりたいと思っております。

昨日、連合の幹部の皆さん、笹森会長あるいは草野事務局長とも会談を行いました。その際、雇用の維持、創出を図るため、ワークシェアリングについて取り組みを提案いたしました。政労使の合意形成を図るための場を速やかに設けるよう、私は厚生労働大臣に指示したところであります。

付加価値の高い事業への転換に関するお尋ねであります。基幹産業の再生を図り、雇用の減少を防ぐためには、国内の魅力的な事業環境の整備が必要であり、高コスト構造の是正、規制改革、新規事業創出のための環境整備等の構造改革を強力に進めてまいります。また、高付加価値等による製造業の国際競争力の強化のため、事業再構築、情報化投資による企業の生産性向上を支援するとともに、重点分野における研究開発力の強化、独創的技術を用いたベンチャー企業の創出等を促進し、雇用の創出に努めてまいりたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)  
○国務大臣(坂口力君) 沢議員の御質問にお答えを申し上げます。

一番最初は、今回の労働者派遣の特例措置による雇用の見込みについてのお尋ねでございます。ちょっと順不同であるかもしれませんが、お許しください。

派遣労働者数は、景気動向等に大きく左右される面がありますことから、今回の特例措置によります効果を数量的に予測することはなかなか難しい面がございますけれども、派遣先の中高年齢者の受け入れに関する意向等から見まして、約五万人程度の雇用創出効果を期待できるというふうに思っております。もう少しできるのではないかと、いうふうには私は思っておりますが、最低限、このぐらいは確保できるというふうには思っております。

今回の特例措置によりますところの常用雇用の代替についてのお尋ねがございました。今回の労働者派遣の特例措置につきましては、求人旺盛な営業等の業務で人材の確保に活用されることを見込まれておりまして、若年者に比べまして就業機会に恵まれにくい中高年齢者に対しまして、雇用機会の拡大等の効果が期待できるものというふうには考えている次第でございます。

なお、今般の特例措置によりまして、一年以上働き続けた中高年齢者であります派遣労働者の方につきましては、派遣法の派遣労働者の優先雇用の努力義務の規定が同様に適用されまして、直接雇用の実現にも配慮できるものというふうには思っている次第でございます。

それから、解雇ルールにつきましての御質問がございました。先ほど山本議員にもお答えをしたところでござ

いますが、解雇ルールのことにつきまして私が発言をいたしましたから、経営者団体からは解雇をできにくくなるので反対だという声が出ておりますし、労働団体からは解雇されやすくなるので反対だという声が出ています。双方向から反対の声をちょうだいをいたしてあります。しかし、最近、この解雇に対する裁判や紛争が大変ふえていることもまた事実でございます。私はやはり働く人たちのためのルールというものがあるべきで、それが明確になっていることが大切であるというふうに思っている次第でございます。

今後、労使の皆さん方の御意見を十分に拝聴しながら決定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

募集・採用時の年齢差別の解消のための対応等についてのお尋ねがございました。

厚生労働省におきましては、改正雇用対策法に基づきまして、年齢制限緩和の努力義務の実効を上げますために、官民の職業紹介機関の窓口の活用でありますとか、地域の経済団体やマスメディアへの働きかけ等によりまして、積極的な周知、広報を図り、その理解を徹底していきたいと思っております。

また、実際に求人を受け付ける公共職業安定所におきましては、指針に基づきまして、極力年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう事業主に要請するなど、一人でも多くの就職につながるよう最大限の努力を続けていきたいというふうに思っています。

補正予算におきましても、事業主団体を通じて、広報、相談等を実施することとしております。

法律の実効を上げるための取り組みを強化する決意でございます。

若年者の失業についてのお尋ねもございました。

御指摘のように、若年者には、自己都合によります離職や早期の離職によります失業がこの背景にありますことは御指摘のとおりでございます。若年者の職業意識が不十分であることもございまして、厳しい経済情勢の中で、企業におきましても人材を育てようという意欲が弱まっているのではないかとと思われるようなケースの中にはあるわけでございます。

このため、厚生労働省といたしましても、高校、大学等において早い段階から就職意識の啓発に努めるとともに、企業による計画的な職業能力開発の取り組みを支援していきたいというふうに思っております。来年度の若年者、特に高校、大学の就職状況を見ましても、とりわけ高等学校の就職者につきましては、非常に現在のところ厳しい状況になっておりますので、とりわけ高等学校の就職につきまして今全力で取り組んでいるところでございます。

先ほどお話がございましたように、トライアル雇用でございますとかインターンシップの受け入れ企業の拡大等につきましても、今努力をいたしているところでございます。

最後に、緊急地域雇用創出特別交付金についてのお尋ねがございました。

平成十二年度末までで約千三百四十億円の事業費に対しまして二十二万人の雇用就業機会を創出したところでございます。本交付金につきましては

はさまざまな事業が実施されておりまして、一部では雇用創出効果が低いものの中には見られましたが、安定雇用の観点からも一定の成果を上げたものというふうに考えております。

今回のこの事業につきましては、とりわけ人件費につきましては八割以上、そして失業者に対しては四分の三以上が完全失業者の中から選んでほしい、そうしたことも要請をいたしているところでございまして、前回の弱点でありましたところを克服しながら、より多くの人に雇用につくように、そしてその皆さん方が永久的な雇用にならに結びつくような、それぞれの知恵をそれぞれの地域で絞っていただくようにお願いをしているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)  
(国務大臣平沼赳夫君登壇、拍手)

○国務大臣(平沼赳夫君) 沢議員にお答えをさせていただきます。

付加価値を向上する、このことは非常に重要なことでございまして、総理から大筋の御説明がありました。私からは、具体論を少し御説明をさせていただきます。このように思っております。

やはり産業、これは物をつくるというのは日本の得意分野であります。したがって、この高コスト構造を是正するとか事業環境を整えるということは、非常に重要なことでありますと同時に、御指摘の付加価値を高めるということが国際競争力をつけ、そして雇用を生み出す、このことで私どもは非常に重要な点だと認識しております。そこで、四点について申し上げたいと思っております。

一つは、どうしても付加価値を高めるに当たりましては研究開発、ここを避けて通ることはできません。研究開発を費用の面で拡大をする、また民間の研究開発投資に大きな支援をする、このことが産業の付加価値を生み出すことであります。特に重点分野と言われておりますバイオテクノロジー、さらにIT、そしてこれからは環境というのが非常に大きな付加価値を生むと思えます。そして、日本の得意なナノテクノロジー・材料、こういった分野の研究開発を促す、このことが一つの柱だと思っております。

二つ目は、大学というのは知識、技術が集約しているところでありますけれども、残念ながら、欧米に比べて日本は大学発のベンチャーを含めた起業の発出が非常に少ないわけでありまして。そこで、今、法律を改正したり規制を緩和するということをやっております。少なくとも、今二けたである大学発のベンチャーを三年以内に一千社を誕生させよう、こういうことによつて国際競争力、付加価値を高めていこうと、こういうことを今一生懸命にやっております。

三つ目は、地方の経済産業の付加価値を高めることであります。そういう意味では、(発言する者あり)大事なことであります。今、地域の産業クラスターというのをやっております。百五十の大学の拠点、そして、まだ少ないんですけれども、三千社が参加していただいて、十九の拠点でこれを展開しています。こういうところによつて付加価値を高めていく、こういうことが私どもは必要だと思っております。

四点目は、産業再生法を利用して、そして既存

の企業に活力を与え、ここで雇用を吸収し、付加価値を高め、日本の国際競争力をつくっていく、このことに全力で取り組んでまいりたいと、このように思っております。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) 井上美代君。

(井上美代君登壇、拍手)

○井上美代君 私は、日本共産党を代表して、雇用対策臨時特例法案について質問をいたします。

九月の完全失業率は五・三%、過去最悪となりました。求職をあきらめた潜在的な失業者を加えれば、十人に一人が失業をしております。また、先日発表された全国私立学校教職員組合連合会の調査によると、親のリストラ、破産、廃業などで授業料が払えず、停学に追い込まれた子供が急増をしております。

昨年一年間の自殺者は三万一千九百五十七人で、過去最高です。親がリストラ自殺した遺児は、昨年度百四十四人に上り、日本育英会の調査によると、奨学金出願の理由の項には、ここでは一例しか紹介できませんけれども、父は二年前にリストラで会社をやめ、その後再就職がうまくいかず、これからの生活を悲観して家族の留守中に自殺と書かれております。

総理、このような子供や家族、国民の実情をどう考えるんですか。こうしたことを引き起こさないことこそ、政治の責任ではありませんか。政府の雇用対策の最大の問題は、ルールなき大量解雇を全く野放しにしていることです。大企業を中心としたリストラは、N T T、東芝、日立など、電機を中心とした製造業大手三十社だけでも

十六万人という未曾有の規模になっております。大手金融機関の四大グループで二万三千人の人員削減を行うと発表され、一部上場企業の六割の企業が社員を減らすと答えるなど、リストラの火の手はさらに広がっております。これでは一層の雇用不安と将来不安を招き、景気のさらなる悪化を招くのは必至です。

総理、あなたは、雇用を守る企業の社会的責任や国民の働く権利を保障する政府の役割をどのように考えているのでしょうか。今こそ政府が、この野放しのリストラ、大量解雇を規制し、率先して国民の雇用を守るべきではありませんか。

ドイツでは、航空会社の四千人削減計画によるリストラと失業が社会問題になったときに、シュレーダー首相は、企業には雇用を守る責任があると発言し、そして景気悪化をリストラの口実としないようにと各企業に訴えています。総理、あなたとの違いは余りにも明白ではありませんか。今こそ政府がこのようなイニシアチブを発揮すべきではありませんか。答弁を求めます。

国内外での長年にわたる努力によって、労働者の諸権利は多く制度化されております。日本国憲法は二十七条で、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と規定しており、雇用の確保は政府の重要な責務なのです。国連の社会権規約委員会は、日本政府に、長時間労働の問題と四十五歳以上の中高年労働者の雇用と給与の不安定な実態について、人権上の問題としてその是正を勧告しております。総理、あなたはこれをどう受けとめ、いかなる具体的措置をとるつもりなのでしょうか。

次に、本法案の重要な内容である派遣労働者の派遣期間延長問題について尋ねます。

法案は、極めて深刻な中高年の雇用問題に名をかりて、派遣労働者の派遣期間の上限を現在の一年から三年に延長することを提案しております。雇用流動化の名のもとに、常用雇用が減る一方、パート、そして契約社員、アルバイトなどの不安定雇用労働者がふえており、派遣労働者も百万人を突破したと言われております。最近の民間団体の調査では、不況と競争激化で賃金が下がり続けるなど、労働条件が悪化をしております。また、契約の中途解除など、弱い立場の派遣労働者に不当な攻撃が強まっております。総理は、この深刻な派遣労働者の現状をどう考えているのですか。

政府は派遣期間を三年にすれば雇用が拡大するといいますが、延長すればこの深刻な状況が解決する根拠があるのでしょうか。財界、業界団体がコストダウンと営利目的で要求しているだけで、労働者からの要望はありません。根拠があるというのなら明確に示していただきたいと思っております。

深刻なのは、正社員をリストラし、派遣労働者に置きかえる企業が増加していることです。製造業への請負を偽装した違法な派遣も広がっております。厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会において、労働者代表は、本法案に対して、常用代替の防止策なしには賛成しがたいと、このように述べているのであります。全国的な労働組合団体も皆反対をしております。

今回の派遣法改正が常用雇用から派遣労働者への置きかえにつながらない保障はどこにあるの

か。それは結局、労働者の身分を不安定にして低賃金を促進するだけではないでしょうか。総理の納得できる答弁を求めたいと思っております。

政府の総合規制改革会議は、七月の中間取りまとめで、既に派遣労働者の派遣期間延長や製造業への派遣禁止の撤廃を求めています。総合規制改革会議が十二月に提出しようとしている最終取りまとめでも、これらの規制撤廃の方針が打ち出されると大きく新聞で報道されていることは、皆様御存じのとおりでございます。今回の法案が、この派遣労働の全面的な解禁に向けた一歩となることは、余りにも明白ではありませんか。このような改善は絶対にやめるべきではありません。

年休の取得率は、昨年度ついに五〇%を割り込みました。一〇〇%の取得が当たり前の欧米に比べて、異常な事態です。総理は、先日の党首討論で、働くのが好きな人がいて年休をとってくれないと、このように国民に責任を押しつける発言をいたしました。これは、企業が働く人たちの実情、実感を全く顧みない驚くべき発言です。

昨年、政府が行った委託調査でも、休暇取得を妨げる要因が本人の意識などの問題ではなく、業務遂行体制など、企業全体のあり方にあると述べております。事実、企業が労働者の権利である年休を取得しないことを前提にした生産・要員計画を立てていることが全国各地で問題になっております。こうした事態をなくすよう、政府が企業を早急に指導すべきではありませんか。総理の決意を込めた答弁を求めます。

最後に、求職者から紹介手数料を徴収する問題です。

二年前の法改正で、それまで禁止だった求職者からの手数料徴収を、モデルとしてまた芸能人など特定の職業についている人たちに認めました。しかし、これらはあくまでも例外であり、ILO百八十一号条約でも原則は禁止です。現行の職業安定法では、民間の有料職業紹介にも平等取り扱いの原則があり、高い手数料を払った人が優先的に紹介を受けることがあってはならないとされており、今回の雇用対策においてもこの原則は厳格に守られるのです。厚生労働大臣の答弁を求めます。

日本共産党は、大規模なリストラに反対し、雇用を守る国民的闘いに全力を挙げる決意を表明いたしまして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 井上議員にお答えいたします。

リストラに伴う深刻な状況についてでございますが、失業を含め、いろんな原因によってみずから命を絶たれる方がおられることは極めて痛ましい事態だと思っております。こういうことを防ぐためにも、失業の防止を初め、雇用対策に万全を期すことにより、国民の雇用不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

解雇規制についてでございますが、解雇については、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例により対処されてきているところであります。しかしながら、社会の変化等に伴い雇用の流動化が進む中で、労働関係をめぐる紛争の防止の観点から、解雇基準やルール

を明確にすることは大切なことだと考えております。

なお、解雇基準やルールの内容については、厚生労働省において、労使を初め関係者の意見も十分聞きながら検討していきたい、また現在検討を行っているところでございます。

企業に対する雇用維持の働きかけについてでございますが、グローバル化の進展等により大きく社会が転換する中で、企業がその存続を図るに当たり雇用調整を余儀なくされている場合においても、先般、日経連と連合との間で取りまとめられた「雇用に関する社会合意」推進宣言にあるように、「経営側は、雇用を維持・創出し、失業を抑制すること」に最大限の努力を傾注すべきと考えます。

政府としては、雇用調整助成金を活用しつつ、雇用維持に努める企業に対して支援を行ってきているところでございます。さらに、昨日、連合と会談を行いまして、ワークシェアリングについて取り組むことを提案し、政労使の合意形成を図るための場を速やかに設けるよう、厚生労働大臣に指示したところであります。

国連の社会権規約委員会の勧告に対する政府の措置についてでございますが、御指摘の勧告は、我が国が批准している国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約に関して、我が国政府が今後着実に実現に努めていくべき目標を提示したものであると理解しております。

政府としては、この勧告を踏まえつつ、目標とされている年間総労働時間千八百時間の達成、定着に向けた労働時間の短縮、雇用調整助成金の活用

等による企業の雇用維持に対する支援、離職を余儀なくされる労働者に対する事業主による再就職支援の促進などの施策の適正な運営、充実に努めてまいります。

派遣労働者の派遣期間延長に関するお尋ねですが、派遣労働者の賃金等の労働条件の維持向上や労働者派遣契約の中途解除の防止を図ることは重要な課題であると認識しており、労働者派遣法に基づき対処してまいります。

また、今回の措置により、多様な形態による雇用の場の確保が可能となり、特に求人が多い営業等の業務での人材確保に活用されることが見込まれるため、雇用機会の拡大、雇用の安定効果が期待でき、常用雇用から派遣労働者への置きかえが進む可能性は低いと考えております。

なお、労働者派遣制度全体の見直しについては、臨時緊急の措置としての今回の法案とは別に、既に調査検討を開始しており、労使関係者の意見等も十分聞きながら検討を進めているところでございます。

年休の取得についてでございますが、年休の取得にためらいを感じる要因としては、調査によれば、みんなに迷惑がかかると感じている、後で余計忙しくなる、職場の雰囲気取得しづらい、とりづらぬ理由とされております。年休の取得促進については重要なことと認識しておりますので、年休を計画的に付与することも含め、その取得率の向上を図られるよう周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

〔国務大臣坂口力君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂口力君) 井上議員からの御質問にお答えをいたします。

私にいただきました質問は二問でございます。求職者からの紹介手数料の徴収についてのお尋ねでございます。

求職者からの紹介手数料の徴収につきましては、ILO第百八十一号条約、さらには、これを踏まえまして改正されました職業安定法におきまして、労働者保護の観点から、求職者の利益となるものを除き原則として禁止されるなどのルールが定められているところでございます。職業紹介に係ります手数料の見直しにつきましては、こうした枠組みの中で労働政策審議会において検討が進められているものでございます。

今後、この点につきましては十分配慮をしていきたいと考えております。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(本岡昭次君) 日程第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕



〔田村公平君登壇、拍手〕

○田村公平君 たいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができる権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の目的と対象法人の範囲、指定法人等の情報公開制度のあり方、特殊法人の子会社等の情報公開等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九

賛成 二百二十九

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) 日程第三 刑法の一部を改正する法律案

日程第四 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長高野博師君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高野博師君登壇、拍手〕

○高野博師君 たいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、刑法の一部を改正する法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、自動車を運転して過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状により刑を

免除することができる旨の規定を設けようとするものであります。

次に、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、公務所または公私の団体に対する検察官等の照会権限について定めようとするものであります。

委員会におきましては、刑法改正案について参事人から意見を聴取するとともに、両法律案を一括議題として審査を行い、危険運転致死傷罪及び刑の免除規定を新設した理由、悪質交通事犯に対する諸外国の法制、交通事故被害者・遺族に対する配慮の必要性、刑の執行のための照会権限を規定することの効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、刑法改正案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(本岡昭次君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(本岡昭次君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

○副議長(本岡昭次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九

賛成 二百二十九

反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(本岡昭次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

出席者は左のとおり。

議長	井上 裕君
副議長	本岡 昭次君

議員	岩本 莊太君	森 ゆうこ君
	遠山 清彦君	山本 香苗君
	高橋紀世子君	平野 達男君
	渡辺 孝男君	舛添 要一君
	西川きよし君	大江 康弘君
	沢 たまき君	山本 保君
	有馬 朗人君	松岡満壽男君
	広野ただし君	加藤 修一君
	松 あきら君	弘友 和夫君
	山口那津男君	阿南 一成君
	田名部匡省君	平野 貞夫君
	田村 秀昭君	高野 博師君

荒木 清寛君	山下 栄一君	椎名 素夫君	渡辺 秀央君	木庭健太郎君	風間 昶君	浜四津敏子君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	入澤 肇君	月原 茂皓君	松山 政司君	吉田 博美君	山内 俊夫君	福島啓史郎君	西銘順志郎君	伊達 忠一君	日出 英輔君	山下 英利君	大野つや子君	国井 正幸君	岸 宏一君	世耕 弘成君	服部三男雄君	魚住 汎英君	北岡 秀二君	中島 真人君	上野 公成君	南野知恵子君	吉村剛太郎君	山崎 正昭君
魚住裕一郎君	鶴保 庸介君	西岡 武夫君	森本 晃司君	日笠 勝之君	尾辻 秀久君	統 訓弘君	草川 昭三君	白浜 一良君	泉 信也君	扇 千景君	森元 恒雄君	仲道 俊哉君	藤井 基之君	野上浩太郎君	段本 幸男君	佐々木知子君	森田 次夫君	岩城 光英君	山崎 力君	常田 享詳君	森下 博之君	森山 裕君	河本 英典君	太田 豊秋君	市川 一朗君	溝手 顕正君	野間 越君	狩野 安君	松谷蒼一郎君	片山虎之助君

田中 直紀君	沓掛 哲男君	野沢 太三君	陣内 孝雄君	加納 時男君	岩永 浩美君	後藤 博子君	小林 温君	小泉 顕雄君	脇 雅史君	山下 善彦君	荒井 正吾君	山本 一太君	林 芳正君	田村 公平君	保坂 三蔵君	鈴木 政二君	谷川 秀善君	岩井 國臣君	金田 勝年君	矢野 哲朗君	加藤 紀文君	佐藤 泰三君	清水嘉与子君	倉田 寛之君	久世 公堯君	坂野 重信君	上杉 光弘君	柏村 武昭君	岩本 司君	大仁田 厚君
松田 岩夫君	関谷 勝嗣君	西田 吉宏君	青木 幹雄君	久野 恒一君	木村 仁君	近藤 剛君	小齐平敏文君	加治屋義人君	斎藤 滋宣君	愛知 治郎君	有村 治子君	佐藤 昭郎君	松村 龍二君	田浦 直君	橋本 聖子君	三浦 一水君	阿部 正俊君	景山俊太郎君	鴻池 祥肇君	清水 達雄君	小野 清子君	宮崎 秀樹君	竹山 裕君	真鍋 賢二君	山東 昭子君	桜井 新君	斎藤 十朗君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	島袋 宗康君

中村 敦夫君	辻 泰弘君	中島 啓雄君	神本美恵子君	大橋 巨泉君	中原 爽君	内藤 正光君	櫻井 充君	小川 敏夫君	武見 敬三君	山本 孝史君	小川 勝也君	平田 健二君	若林 正俊君	築瀬 進君	佐藤 泰介君	円 より子君	江田 五月君	直嶋 正行君	薬科 満治君	松井 孝治君	井上 哲士君	池口 修次君	紙 智子君	田嶋 陽子君	谷林 正昭君	八田ひろ子君	福島 瑞穂君	藤井 俊男君	大沢 辰美君
大塚 耕平君	若林 秀樹君	藤原 正司君	谷 博之君	高橋 千秋君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	海野 徹君	小宮山洋子君	本田 良一君	郡司 彰君	齋藤 勲君	朝日 俊弘君	小林 元君	柳田 稔君	江本 孟紀君	北澤 俊美君	輿石 東君	角田 義一君	勝木 健司君	宮本 岳志君	又市 征治君	山根 隆治君	大門美紀史君	羽田雄一郎君	木俣 佳丈君	小泉 親司君	佐藤 雄平君	高嶋 良充君	井上 美代君

西山登紀子君	伊藤 基隆君	林 紀子君	池田 幹幸君	大湖 絹子君	今井 澄君	岩佐 惠美君	富樫 練三君	広中和歌子君	山下八洲夫君	川橋 幸子君	吉岡 吉典君	市田 忠義君	内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	外務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣	国務大臣 (経済財政政策担当大臣)	副大臣	財務副大臣	厚生労働副大臣	西山登紀子君	大田 昌秀君	今泉 昭君	小池 晃君	大脇 雅子君	堀 利和君	峰崎 直樹君	畑野 君枝君	山本 正和君	千葉 景子君	長谷川 清君	吉川 春子君	筆坂 秀世君	小泉純一郎君	片山虎之助君	森山 眞弓君	田中眞紀子君	塩川正十郎君	遠山 敦子君	坂口 力君	武部 勤君	平沼 越夫君	竹中 平蔵君	尾辻 秀久君	南野知恵子君
--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	------	--------	--------	--------	--------	----------------------	-----	-------	---------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

議長の報告事項

一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

筆坂 秀世君

補欠

市田 忠義君

法務委員

辞任

金田 勝年君

補欠

三浦 一水君

財政金融委員

辞任

後藤 博子君

補欠

清水 達雄君

三浦 一水君

金田 勝年君

文政科学委員

辞任

清水 達雄君

補欠

後藤 博子君

厚生労働委員

辞任

若林 秀樹君

補欠

今泉 昭君

経済産業委員

辞任

今泉 昭君

補欠

若林 秀樹君

国土交通委員

辞任

市田 忠義君

補欠

筆坂 秀世君

決算委員

辞任

神本美恵子君

補欠

岡崎トミ子君

行政監視委員

辞任

岡崎トミ子君

補欠

神本美恵子君

櫻井 充君 山本 孝史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 森本 晃司君 遠山 清彦君

補欠

同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを厚生労働委員会に付託した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉子君外二名発議)(参第五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(田中慶秋君外五名提出)(衆第一五号)

入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)(衆第一七号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)(衆第一七号)

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

医療の信頼性の確保向上のための医療情報の提供の促進、医療に係る体制の整備等に関する法律案(井澄君外五名発議)(参第一号)

同日議長は、次の衆議院提出案を文政科学委員会に付託した。

文化芸術振興基本法案(衆第一二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

総務委員会に付託

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 法務委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

新事業創出促進法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

経済産業委員会に付託

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案(閣法第二四号)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二千年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めめるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税法等の一部を改正する法律

児童福祉法の一部を改正する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

同日議長は、クリスチャン・ボンズレ・フランス共和国上院議長より、同議長のフランス共和国上院議長再任に際し発送した祝電に対する礼状を接受した。

同日議長は、二十一日のスルタン・サラフディン・アブドゥル・アジズ・シャー・マレイシア国

王陛下の崩御に際し、マイケル・チェン・ウインサム同国上院議長宛電を発送した。  
昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

片山虎之助君 有村 治子君  
市田 忠義君 筆坂 秀世君

総務委員

木庭健太郎君 荒木 清寛君

法務委員

西岡 武夫君 森 ゆうこ君

厚生労働委員

森 ゆうこ君 西岡 武夫君

農林水産委員

富樫 練三君 市田 忠義君

経済産業委員

荒木 清寛君 木庭健太郎君

国土交通委員

筆坂 秀世君 富樫 練三君

片山虎之助君 有村 治子君  
国会法第四十二  
条第二項ただし  
書の規定による  
もの  
国会法第四十一  
条第三項の規定  
によるもの

国家基本政策委員

有村 治子君 片山虎之助君

決算委員

岡崎トミ子君 神本美恵子君

行政監視委員

神本美恵子君 岡崎トミ子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

佐藤 道夫君 長谷川 清君

木庭健太郎君 山本 香苗君

遠山 清彦君 森本 晃司君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
国際問題に関する調査会委員

大田 昌秀君 田嶋 陽子君

共生社会に関する調査会委員

田嶋 陽子君 大田 昌秀君

同日衆議院から次の議案が提出された。  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第一九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。  
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して

行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めめるの件(閣承認第一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。  
子ども読書活動の推進に関する法律案(河村建夫君外七名提出(衆第一八号))  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出(衆第一九号))

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(清水嘉子君外二名発議)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。  
雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。  
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第五十一回国会閣法第七四号)審査報告書

刑法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書  
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

審査報告書

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十七日

総務委員長 田村 公平  
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も独立行政法人等に対し法人文書の開示を請求することができ、権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすることの重要性にかんがみ、指定法人等の情報公開について、検討を進めるとともに、本法の対象外とされた特殊法人及び認可法人においても、適切な情報提供を行うよう努めること。

二、対象法人は、開示請求権制度及び情報提供制度が的確に機能するように、法人文書の適正な管理の確保を図るとともに、できる限り国民に分かりやすい情報の提供に努めること。

三、情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その体制の整備に十全を期すること。右決議する。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よってこれを送付する。  
平成十三年十一月二日  
衆議院議長 綿貫 民輔  
参議院議長 井上 裕殿

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案  
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 法人文書の開示(第三条―第十七条)  
第三章 異議申立て等

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案

第一節 諮問等(第十八条―第二十条)  
第二節 訴訟の管轄の特例等(第二十一条)  
第四章 情報提供(第二十二―二十六条)  
第五章 補則(第二十三―二十六条)  
附則  
第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。  
2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いているものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。  
一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの  
三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの  
第二章 法人文書の開示  
(開示請求権)  
第三条 何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。  
(開示請求の手續)  
第四条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という)を独立行政法人等に提出しなければならない。  
一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名  
二 法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項  
2 独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請

求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。  
(法人文書の開示義務)  
第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。  
一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く)であつて、当該情報により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報  
ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く)、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和

二十五法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上利益を被るおそれ

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に關し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を

容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第七条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができ。

(法人文書の存否に関する情報)

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第九条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨

の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内

に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 本条を適用する旨及びその理由
- 二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第十二条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を送ることができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合においては、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(行政機関の長への事案の移送)

第十三条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。))第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。)と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると認めるとき。

二 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三 開示請求に係る法人文書が行政機関(行政機関情報公開法第二条第一項に規定する行政機関をいう。次項において同じ。)により作成されたものであるとき。

四 その他行政機関の長において行政機関情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条

第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とをみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)  
第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体及び開示請求者以外の者(以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見

書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)  
第十五条 法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあつては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めると

きその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内に行わなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(他の法令による開示の実施との調整)

第十六条 独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあっては、当該期間内に限る。同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に

一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 異議申立て等

第一節 諮問等

(異議申立て及び情報公開審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに

該当する場合を除き、情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者(開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の

開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第二節 訴訟の管轄の特例等

第二十一条 開示決定等の取消しを求める訴訟及び開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)については、行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十二条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(次項において「特定管轄裁判所」という。)にも提起することができる。

2 前項の規定により特定管轄裁判所に訴えが提起された場合であって、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第十二条に定める裁判所に移送することができる。

第四章 情報提供

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。



一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三 当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 補則

(法人文書の管理)

第二十三条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第三十七条第二項の規定に基づく政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならぬ。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十四条 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保す

るため、開示請求に関する総合的な案内を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十五条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(政令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)の公布の日いずれか遅い日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、行政機関情報公開法附則第二項の検討の状況を踏まえ、この法律の施行の状況及び情報公開訴訟の管轄の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第三条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十三条」に改める。

第五条第一号ハ中「公務員」を「公務員等」に、「及び地方公務員法」を「(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第 号)以下「独立行政法人等情報公開法」という。第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第二号中「国」の下に、「独立行政法人等」を加え、同条第五号及び第六号中「機関」の下に、「独立行政法人等」を加え、同号口「国」の下に、「独立行政法人等」を加え、同号水中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業の下に」又は「独立行政法人等」を加える。

第十二条の次に次の一条を加える。  
第十二条の二 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合において、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

第二十一条の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。  
この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。

この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第十三条第一項中「国」の下に、「独立行政法人等」を加える。

第十九条中「(以下「諮問庁」という。)」を削る。

第二十一条中「第十八条」の下に「及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項」を加える。

第二十二条第一項中「九人」を「十二人」に改め、同条第二項中「三人」を「四人」に改める。

第二十七条第一項中「諮問庁」の下に「(第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定により情報公開審査会に諮問をした独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)」を、「開示決定等」の下に「(独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等を含む。第三項において同じ。)」を、「行政文書」の下に「又は法人文書」を加える。

第二十七条第三項及び第三十条中「行政文書」の下に「又は法人文書」を加える。

第三十六条第一項中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

第四十二条を削り、第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を第四十三条とする。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五條、第十二條の二及び第十三條第一項の規定は、前条の規定の施行後にされた開示請求(同法第四條第一項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。)について適用し、前条の規定の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(刑事訴訟法の一部改正)

第五條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三條の二中(平成十一年法律第四十二

号)の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第号)を加える。」

(著作権法の一部改正)

第六條 著作權法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十八條第三項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その著作物でまだ公表されていないものを独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。))第二條第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)に提供した場合(独立行政法人等情報公開法第九條第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)、独立行政法人等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

第十八條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同項第四号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同号を同項第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人等情報公開法第五條の規定

により独立行政法人等が同條第一号若しくはハ若しくは同條第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき、又は独立行政法人等情報公開法第七條の規定により独立行政法人等が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき。

第十九條第四項第一号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法」に改め、「の長」の下に「独立行政法人等」を加え、同項第二号中「情報公開法」を「行政機関情報公開法第六條第二項の規定、独立行政法人等情報公開法」に改め、「の長」の下に「独立行政法人等」を加える。

第四十二條の二の見出し中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、同條中の「の長」の下に「独立行政法人等」を加え、「情報公開法」又は「行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法」に改め、同條中の「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「方法又は」を「方法、独立行政法人等情報公開法第十五條第一項に規定する方法(同項の規定に基づき当該独立行政法人等が定める方法(行政機関情報公開法第十四條第一項の規定に基づく政令で定める方法以外のものを除く。))を含む。又は」に、「(情報公開法第十四條第一項)を「(行政機関情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。))」に改める。

第七十八條第七項中「情報公開法」を「行政機関情報公開法」に改める。

(著作権法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 前条の規定による改正後の著作権法第十八條第三項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、前条の規定の施行前に著作者が独立行政法人等に提供した著作物でまだ公表されていないもの(その著作者の同意を得ないで公表された著作物を含む。)については、適用しない。

(基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律の一部改正)

第八條 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第一條中「及び附則第六條」を、「附則第六條」に改め、「第十六條まで」の下に「及び附則第二十一條」を加える。

附則に次の一條を加える。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十一條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

別表第一 基盤技術研究促進センターの項を削る。

(総務省設置法の一部改正)

第九條 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「第三十八條第二項」の下に「及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第号)第二十四條第二項」を加える。

別表第一(第二条関係)

名 称	根 拠 法	名 称	根 拠 法
奄美群島振興開発基金	奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)	雇用・能力開発機構	雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)	産業基盤整備基金	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号)
宇宙開発事業団	宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第五十号)	自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
運輸施設整備事業団	運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)	自動車事故対策センター	自動車事故対策センター法(昭和四十八年法律第六十五号)
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)	社会福祉・医療事業団	社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)
海上災害防止センター	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)	社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
海洋科学技術センター	海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号)	住宅金融公庫	住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五百五十六号)
海洋水産資源開発センター	海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)	首都高速道路公団	首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)
科学技術振興事業団	科学技術振興事業団法(平成八年法律第二十七号)	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法(昭和四十二年法律第七十三号)	情報処理振興事業協会	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)
簡易保険福祉事業団	簡易保険福祉事業団法(昭和三十七年法律第六十四号)	新エネルギー・産業技術総合開発機構	石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)
基盤技術研究促進センター	基盤技術研究促進法(昭和六十年法律第六十五号)	生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)
金属鉱業事業団	金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第七十八号)	石油公団	石油公団法(昭和四十二年法律第九十九号)
空港周辺整備機構	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)	総合研究開発機構	総合研究開発機構法(昭和四十八年法律第五十一号)
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)	地域振興整備公団	地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)
公害健康被害補償予防協会	公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一十一号)	地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
国際観光振興会	国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)
国際協力事業団	国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)	中小企業総合事業団	中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)
国際交流基金	国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)	通関情報処理センター	電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)	通信・放送機構	通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)
国民生活センター	国民生活センター法(昭和四十五年法律第九十四号)	帝都高速度交通営団	帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)
		都市基盤整備公団	都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)
		日本育英会	日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案

日本学術振興会	日本学術振興会法(昭和四十二年法律第二百二十三号)
日本銀行	日本銀行法(平成九年法律第八十九号)
日本芸術文化振興会	日本芸術文化振興会法(昭和四十一年法律第八十八号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本原子力研究所	日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)
日本自転車振興会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
日本障害者雇用促進協会	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)
日本船舶振興会	モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)
日本体育・学校健康センター	日本体育・学校健康センター法(昭和六十年法律第九十二号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法(昭和二十九年法律第三号)
日本道路公団	日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)
日本万国博覧会記念協会	日本万国博覧会記念協会法(昭和四十八年法律第九十四号)
日本貿易振興会	日本貿易振興会法(昭和三十三年法律第九十五号)
日本労働研究機構	日本労働研究機構法(昭和三十三年法律第二百二十二号)
年金資金運用基金	年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)
農業者年金基金	農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
農畜産業振興事業団	農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
農林漁業信用基金	農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)

平和祈念事業特別基金	平和祈念事業特別基金等に関する法律(昭和六十三年法律第六十六号)
放送大学学園	放送大学学園法(昭和五十六年法律第八十号)
北方領土問題対策協会	北方領土問題対策協会法(昭和四十四年法律第三十四号)
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)
水資源開発公団	水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)
緑資源公団	緑資源公団法(昭和三十一年法律第八十五号)
野菜供給安定基金	野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第三百三十三号)
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
理化学研究所	理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)
労働福祉事業団	労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百二十六号)
別表第二(第二条関係)	
関西国際空港株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 関西国際空港及び関西国際空港株式会社法(以下この項において「会社法」という。第六條第一項第二号に規定する施設の設置(これらの建設に係るものを除く。)及び管理の事業に係る業務</li> <li>二 会社法第六條第一項第三号の政令で定める施設及び同項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務</li> <li>三 前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務</li> <li>四 前三号に規定する事業に係る会社法第六條第一項第六号に掲げる事業に係る業務</li> <li>五 会社法第六條第二項に規定する事業に係る業務</li> </ul>
中小企業総合事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 中小企業総合事業団法(以下この項において「事業団法」という。第二十一條第一項第十一号から第十四号までに掲げる業務</li> <li>二 前号に掲げる業務に関連する事業団法第二十一條第一項第十五号に掲げる業務</li> <li>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務</li> <li>四 前三号に掲げる業務に係る事業団法第二十一條第一項第十七号に掲げる業務</li> </ul>
日本私立学校振興・共済事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 日本私立学校振興・共済事業団法(以下この項において「事業団法」という。第二十二條第一項第六号から第八号までに掲げる業務</li> <li>二 事業団法第二十二條第二項に規定する業務</li> <li>三 事業団法第二十二條第三項第一号及び第二号に掲げる業務</li> </ul>

審査報告書

刑法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十七日

法務委員長 高野 博師

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量の免除の規定を設けようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 危険運転致死傷罪の創設が、悪質・危険な運転を行った者に対する罰則強化であることにかんがみ、その運用に当たっては、濫用されることのないよう留意するとともに、同罪に該当しない交通事故一般についても事案の悪質性、危険性等の情状に応じた適切な処断が行われるよう努めること。

二 本法が四輪以上の自動車の運転者に対象を限定していることについては、自動二輪車による事故の実態を踏まえて、その運転者をも本法の対象とする必要性につき引き続き検討すること。

三 刑の裁量の免除規定については、事件の取扱いに際し、被害者の感情に適切な配慮を払うとともに、軽傷事犯についても適正な捜査の遂行

に遺憾なきを期すること。

四 交通事故の被害者等に対する情報提供、精神的ケアなど被害者保護策について、更なる充実を努めること。

五 悪質・危険な運転行為を行った者について、運転免許にかかると欠格期間の在り方等を含め更に幅広く検討を進めること。

六 飲酒運転等の悪質・危険な運転が引き起こす結果の重大さ、悲惨さにかんがみ、これらの運転が許されないことについて国民の意識の一層の向上を図り、事故の未然防止に努めること。

七 本改正と併せて交通事故防止対策の観点から、道路交通環境の整備、交通安全教育の徹底等交通安全施策を一層強力に推進すること。

刑法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「百六十三條」を「第六百六十三條に、第二百八條の二を「第二百八條の三」に改める。

第二百八條の二を第二百八條の三とし、第二百八條の次に次の一条を加える。

(危険運転致死傷)  
第二百八條の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する

技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。

赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車を運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第三条 次に掲げる法律の規定中「第二百八條の二」を「第二百八條の三」に改める。

一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十二條第一号

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條第八号

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第九條第二項第六号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五條第一項第三号の二、第十八條第一項第五号の二及び第五十二條第七号

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第七條第三項第四号

六 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律

律第百一十一号)第六條第八号

七 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)第二條第一項第一号

八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六條第一号

九 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第七條第一項第六号

十 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百四十四号)第六條第一項第六号

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十三條第一号

十二 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第六條第一項第四号

十三 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十三條第一項第五号

十四 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六條第六号

十五 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十四條第四号

十六 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第八條第一項第三号

十七 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六十六條第四号

十八 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第六條第一項第五号

十九 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九号)のうち、第二章の改正規定中第三條第一

項第三号へに係る部分

二十 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三号第一項第三号へ(道路交通法の一部改正)

第四条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四項第二号二及び第八八条の四第三項第三号中「第二百一十一条」を「第二百一十一条の二若しくは第二百一十一条第一項」に改める。

審査報告書

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月二十七日 法務委員長 高野 博師 参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、検察官等の公務所又は公私の団体に対する照会権限について定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年十一月九日

衆議院議長 綿貫 民輔 参議院議長 井上 裕殿

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(刑事訴訟法の一部改正)

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十

一号)の一部を次のように改正する。

第五百六条の次に次の一条を加える。

第五百七条 検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(非訟事件手続法の一部改正)

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百八条に次の一項を加える。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第五百七条ノ規定ハ過料ノ裁判ノ執行ニ付キ之ヲ準用ス

(民事訴訟法の一部改正)

第三条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第九十九条に次の一項を加える。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

第九十九条第二項中「昭和二十三年法律第九号(第一号)」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

投票者氏名

日程第二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付) 賛成者氏名

- 阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君

- 上野 公成君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大仁田 厚君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 金田 勝年君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 久野 恒一君
杵掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小泉 顕雄君
小齊平敏文君 小林 温君
後藤 博子君 鴻池 祥肇君
近藤 剛君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齋藤 滋宣君 齋藤 十朗君
坂野 重信君 山東 昭子君
清水嘉子子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 鈴木 勝二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 伊達 忠一君
竹山 裕君 武見 敬三君
谷川 秀善君 段本 幸男君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 廣介君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中原 爽君
仲道 俊哉君 西田 吉宏君
西銘順志郎君 野上浩太郎君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 橋本 聖子君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 福島啓史郎君
藤井 基之君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 舩添 要一君
松谷蒼一郎君 松田 岩夫君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君

白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
又市 征治君	山本 正和君
大江 康弘君	田村 秀昭君
西岡 武夫君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	渡辺 秀央君
岩本 荘太君	椎名 素夫君
田名部匡省君	高橋紀世子君
西川きよし君	松岡満壽男君
柏村 武昭君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	

反対者氏名

○名

日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 日程第四 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君 二一九名  
 阿部 正俊君

平成十三年十一月二十八日 参議院会議録第十四号 投票者氏名

愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小泉 顯雄君
小齊平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
近藤 剛君	佐々木知子君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齋藤 滋宣君	齋藤 十朗君
坂野 重信君	山東 昭子君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田浦 直君	田中 直紀君
田村 公平君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	段本 幸男君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君
中島 真人君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野沢 大三君	野間 越君
南野知恵子君	橋本 聖子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森元 恒雄君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山下 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	今井 澄君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
大橋 巨泉君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	辻 泰弘君
角田 義一君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円 より子君	峰崎 直樹君

反対者氏名

○名

篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	若林 秀樹君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
又市 征治君	山本 正和君
大江 康弘君	田村 秀昭君
西岡 武夫君	平野 貞夫君
平野 達男君	広野ただし君
森 ゆうこ君	渡辺 秀央君
岩本 荘太君	椎名 素夫君
田名部匡省君	高橋紀世子君
西川きよし君	松岡満壽男君
柏村 武昭君	島袋 宗康君
中村 敦夫君	

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 〇〇五円
送料	別